

事業提携に関する規程

平成18年12月1日 制定

平成18年12月2日 施行

(趣 旨)

第1条 この規程は、全国商工会議所青年部連合会（以下、「本会」という）に対し、有益な活動を行なう関係諸団体との事業提携内容について規程するものである

(事業提携団体)

第2条 本会と事業提携する団体（以下、「団体」という）は次の各号に該当するものとする。

- ① 本会の事業活動方針と合致していること
- ② 特定の個人又は法人の利益を目的としないものであること
- ③ 特定の政治・宗教団体等と関わりがないこと

(提携期間)

第3条 団体との提携期間は、単年度を基本とする。

- 2 提携期間が複数年の場合には、双方の協議の上で定めるものとする。

(商標の使用)

第4条 団体は『YEG』の商標を使用できるものとする。

- 2 『YEG』の商標は、本会会員を対象にした事業についてのみ使用できる。
- 3 本会は団体が使用する『YEG』について著しく問題が有る時はその使用を止めさせる事が出来る。

(事務局)

第5条 団体はその運営に必要な事務局を提携期間内において本会内に設置することができるものとする。

(事務局業務)

第6条 本会内に設置する事務局の業務は次の号に限るものとする。

- ① 電話及び電子メール等の問い合わせの取次ぎ業務

(事 業)

第7条 本会が主催する提携事業に対する費用は本会が事業費等よりあてるものとする。

- 2 団体は事業計画を事業提携時本会に対して提出を行う義務が有るものとする。
- 3 団体は行なう事業が本会会員以外も含む場合には、予めその事業内容を本会に通知して許可を得るものとする。
- 4 団体は提携年度終了時に本会に対して提携事業に関する報告を行なうものとする。
- 5 団体は主催する事業等で本会が認めたものは本会の組織を利用して告知できるものとする。

- 6 団体が主催する事業に対して本会が適切と判断した場合に事業助成を行うものとする。

(協定書)

第8条 本会と団体との提携時にその内容を記した契約書を作成するものとする。

- 2 個人情報の取扱いについては、日本商工会議所の個人情報保護方針を遵守し、その旨を協定書に記載するものとする。

附則

- 1 本規程は平成18年12月2日より施行する